

○設楽町林業経営作業道開設事業費補助金交付要綱

平成29年3月27日

告示第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、林業の振興を図るため、設楽町内の森林所有者等が森林経営に必要な作業道の開設にかかる経費について、予算の範囲内で設楽町林業経営作業道開設事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することとし、その交付について、設楽町補助金等交付規則(平成17年設楽町規則第40号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 設楽森林組合
- (2) 設楽町在住の森林所有者(法人は除く。)
- (3) その他町長が必要と認める者

(補助の対象等)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助の基準は、別表に定めるところによる。ただし、国・県及び公益財団法人豊川水源基金の補助対象事業については、この補助金の対象としない。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、設楽町林業経営作業道開設事業費補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 開設予定位置図
- (2) 見積書
- (3) 着工前の写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、設楽町林業経営作業道開設事業費補助金交付決定通知書(様

式第2)又は設楽町林業経営作業道開設事業費補助金不交付決定通知書(様式第3)により当該申請を行った者に通知するものとする。

(補助事業の変更等の申請)

第6条 前条の規定による交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定通知を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、内容を変更し、又は取止めようとするときは、あらかじめ設楽町林業経営作業道開設事業変更・取止め申請書(様式第4)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があつたときは、これを審査し、交付決定の内容を変更し、又は交付決定を取り消したときは、設楽町林業経営森作業道開設事業費補助金交付変更通知書(様式第5)又は設楽町林業経営森作業道開設事業費補助金取消通知書(様式第6)により補助事業者に通知するものとする。

(完了報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに設楽町林業経営作業道開設事業完了報告書(様式第7)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業完成写真

(2) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 町長は、前条の規定による完了報告書の提出があつたときは、その内容を審査し、事業の完了検査を行い、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、設楽町林業経営作業道開設事業費補助金額確定通知書(様式第8)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた者は、設楽町林業経営作業道開設事業費補助金交付請求書(様式第9)を町長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 町長は、補助決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたことが判明したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。こ

の場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求め
るものとする。

(交付の条件)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得した作業道が補助事業完了の日の属する
年度の翌年度から起算して5年間以内に補助金の交付の目的を達成することができ
なくなった場合は、速やかに町に協議し、その指示に従って、当該作業道の取得に要
した補助金相当額の全部又は一部を町に返還しなければならない。

2 補助事業者は、補助金に関する書類を整備して補助事業完了の日の属する年度の翌
年度から5年間保存しなければならない。

(施設の管理)

第12条 補助事業者は、作業道開設後の施設については、常に良好な状態で車等が運
行できるよう維持管理を行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別
に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

項目	内容	備考
補助対象経費	作業道開設に要する経費	
採択条件	次のいずれかの事項を満たしているもの (1)森林の管理(新植、保育、間伐、伐採等)を 目的とするもの (2)その他町長が特に必要と認めたもの	
作業道の規格構造	地形及び地質等を勘案し、林地の保全に努め るとともに、林内作業車以上の車両が安全に 通行することができるようなものとする。具 体的には次のとおりとする。 (1)延長 1路線50メートル以上	

	<p>(2)幅員 2.5メートル以上</p> <p>(3)縦断勾配 原則5パーセント未満</p> <p>(4)曲線部 車両の安全な走行や木材搬出に支障がない半径</p> <p>(5)車回し 自然の地形を適宜利用して設置</p>	
補助金	作業道延長1メートル当たり3,500円又は実際に要した金額のいずれか低い額とし、その額が1,400,000円を超えるときは、1,400,000円とする。	
その他	町長は、事業完了後5年経過時に維持管理状況を調査する。	

様式第1(第4条関係)

設楽町林業経営作業道開設事業費補助金交付申請書

年 月 日

設楽町長 様

住 所
申請者 氏 名 ⑩
電話番号

設楽町林業経営作業道開設事業費補助金交付要綱第4条の規定により、設楽町林業経営作業道開設事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業箇所
- 3 事業量 延長 m 幅員 m
- 4 受益面積 ha
- 5 工期 着工予定 年 月 日
しゅん工予定 年 月 日
- 6 経費の配分

総事業費	区 分		備 考
	補 助 金	そ の 他	

添付書類

- 1 開設予定位置図
- 2 見積書
- 3 着工前の写真

様式第2(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

設楽町長

設楽町林業経営作業道開設事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請があった設楽町林業経営作業道開設事業費補助金については、下記のとおり交付の決定をしたので、設楽町林業経営作業道補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の条件

様式第3(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

設楽町長

設楽町林業経営作業道開設事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請があった設楽町林業経営作業道開設事業費補助金については、下記の理由により交付決定できませんので、設楽町林業経営作業道補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

交付決定できない理由

様式第4(第6条関係)

設楽町林業経営作業道開設事業費変更・取止め申請書

年 月 日

設楽町長 様

住 所
申請者 氏 名 ④
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知
があった補助事業を変更・取止めしたいので、設楽町林業経営作業道開設事業
費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて
申請します。

記

- 1 変更理由又は取りやめ理由
- 2 事業箇所
- 3 事業量 延長 m 幅員 m
- 4 受益面積 ha
- 5 工期 着工予定 年 月 日
しゅん工予定 年 月 日
- 6 経費の配分

総事業費	区 分		備 考
	補 助 金	そ の 他	

※変更箇所のみ記入してください。

添付書類

変更見積書

様式第 5(第 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

設楽町長

設楽町林業経営作業道開設事業費補助金交付変更通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した設楽町林業経営作業道開設事業費補助金については、下記のとおり変更することに決定したので、設楽町林業経営作業道補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により通知します。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 変更交付決定額 | 円 |
| 2 既交付決定額 | 円 |

様式第 6(第 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

設楽町長

設楽町林業経営作業道開設事業費補助金取消通知書

次の理由により、 年 月 日付 第 号による設楽町
林業経営作業道開設事業費補助金の交付決定を取り消したので、設楽町林業経営
作業道補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により通知します。

記

取消しをする理由

様式第7(第7条関係)

設楽町林業経営作業道開設事業完了報告書

年 月 日

設楽町長 様

住所
補助事業者 氏名 ⑩
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知
があった設楽町林業経営作業道開設事業について、設楽町林業経営作業道開設
事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報
告します。

記

- 1 事業名
- 2 施行箇所
- 3 事業量 延長 m 幅員 m
- 4 受益面積 ha
- 5 工期 着工 年 月 日
しゅん工 年 月 日
- 6 交付決定額 円

添付書類

- 1 事業完成写真
- 2 その他

様式第8(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

設楽町長

設楽町林業経営作業道開設事業費補助金額確定通知書

年 月 日付 第 号により決定した設楽町林業経営作業道開設事業費補助金の交付について、下記のとおり確定します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円

様式第9(第9条関係)

設楽町林業経営作業道開設事業費補助金交付請求書

設楽町長 様 年 月 日

請求者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定通知があった設楽町林業経営作業道開設事業費補助金の交付を設楽町林業経営作業道開設事業費補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円

【補助金振込先】

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	支店
預金種目	当座・普通	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

様式第1(第4条関係)

様式第2(第5条関係)

様式第3(第5条関係)

様式第4(第6条関係)

様式第5(第6条関係)

様式第6(第6条関係)

様式第7(第7条関係)

様式第8(第8条関係)

様式第9(第9条関係)